

災害時におけるテント等資機材の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県テント工業組合（以下「乙」という。）は、災害時におけるテント等資機材（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害、その他の大規模災害（岡山県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。以下「災害等」という。）発生時等における物資の調達に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）岡山県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
 - （2）岡山県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。
- 2 甲の要請の方法は、乙に対し、別記様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）天幕パイプテント（打ち込み杭、固定用引っ張りロープ、ウエイト等付属品を含む）
- （2）天幕大型テント（打ち込み杭、固定用引っ張りロープ、ウエイト等付属品を含む）
- （3）ブルーシート
- （4）その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その組合員等をして可能な限り速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施し、これを完了した場合には、甲に対し、別記様式2により、文書をもって報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代理させることができる。

4 乙は、第3条（1）及び（2）に掲げる物資を引き渡す場合には、事故防止のために必要な措置について助言等を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、調達した物資の代金、供給に伴う運搬及びテントの設営等に要した費用を負担する。なお、費用の算出方法については、災害時の直近の価格を基準とし、

甲乙が協議の上、決定するものとする。

2 第3条（1）及び（2）に掲げる物資は、原則として借り上げとするが、期間が長期にわたり、借り上げ費用が物資の価格を上回る場合には、甲乙協議の上、甲が買い上げるものとする。

3 甲は、第1項の費用について、乙からの請求に基づき、速やかに支払いを行うものとする。

（連絡責任者等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、また同様とする。

2 乙は、この協定により供給できるテント等について、供給可能品目及び数量等の状況を、毎年度当初に甲に通知するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（情報交換及び防災訓練の実施）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練の実施に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月4日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木隆太

乙 岡山市南区東畦532-9
岡山県テント工業組合
理事長

高田熱志